平成２４年（フ）第２４号
静岡県富士宮市小泉2332番地の１　カーサＡ202、前住所静岡県沼津市高島町25番21号カルペディエム402
債務者　兼坂　秀一
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂部　利夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第８１号
佐賀県唐津市養母田鬼塚３番29号
債務者　一ノ瀬節子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　紀男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２３１８号
横浜市港北区新吉田東６丁目24番29号　渚コーポ102号室
債務者　高尾　春隆
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星原　正明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３１９号
横浜市港北区新吉田東６丁目24番29号　渚コーポ102号室
債務者　高尾千津子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星原　正明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２８５号
盛岡市東見前９地割62番地88　メゾンラトゥールＡ号
債務者　永田　純子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１３１号
宮城県大崎市古川字大奥防28番地　古川大奥防住宅６号
債務者　齋藤　好幸
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
秋田県能代市元町15番33号　メゾンド菅原三八Ｅ棟202号
債務者　山谷　航太
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第３７号
秋田県鹿角市八幡平字堂の上72番地６
債務者　畠山　光子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第４１０号
茨城県水戸市姫子１丁目78番地の７　トキワハイム101号
債務者　前嶋真喜枝
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１４５号
茨城県北茨城市平潟町238番地
債務者　中里　昭一
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第６５号
群馬県みどり市笠懸町鹿2433番地４　セントラルハイツヨコツカパートⅠ　Ｂ―204
債務者　戸部　　悟
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第３５１号
金沢市窪２丁目87番地　リバティードミールＢ　201号、従前の住所金沢市窪５丁目582番地、従前々の住所金沢市三馬２丁目254番地
債務者　鹿野　博嗣
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３８１号
石川県野々市市新庄２丁目286番地　シャンゼリゼＢ202号室、従前の住所石川県石川郡野々市町菅原町23番７号
債務者　千家こと　玉垣加代子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２８７号
岐阜県各務原市鵜沼台６丁目147番地
債務者　浅野　雄二
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８６号
三重県名張市青蓮寺2744番地46
債務者　澤口　智昭
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１０９１号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後３番地１　44棟104号
債務者　寺村　典子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９５号
京都府京田辺市田辺南里７番地
債務者　田中　和代
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係